

2021年12月

お客さま各位

株式会社 静岡銀行

「外国為替及び外国貿易法」への対応について

平素より静岡銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当行では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に向けた国際的な取組みの強化を踏まえ、お客さまとの外国送金取引(仕向・被仕向)に際して、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、同法の規制対象取引ではないことを確認する義務があります。

お客さまにおかれましては、この点をご理解いただき、下記の事項についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

お客さまにはお手数をお掛け致しますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

記

1. 海外に送金を行うお客さま

- (1) ご依頼人、ご来店者さまの本人確認書類のご提示をお願いすることがあります。
- (2) 現金(ご持参された現金のほか、事前に口座へ入金した現金を含みます)による外国送金はお受けできません。
- (3) ご依頼人さまの職業や事業内容、お取引の目的や受取人さまとのご関係、受取人さまの生年月日や国籍、法人の場合には実質的支配者等を確認させていただくことがあります。
- (4) 送金原資に関し、その内容を証明する書類(売上金が入金されている他行預金通帳の写しなど)を確認させていただくことがあります。
- (5) 送金理由・送金の相手方が記載された確認資料(受取人との間の契約書、注文書、インボイス、電子メールの写しなど)のご提示をお願いいたします。
- (6) 確認資料の提示にご協力いただけない場合や、ご提示いただいた内容によっては、送金をお断りする場合がございます。

2. 海外からの送金をお受け取りになるお客さま

- (1) 送金理由・送金の相手方が記載された確認資料(送金人との間の契約書、船積書類、輸出許可証、電子メールの写しなど)や国内における資金使途(不動産購入、会社設立、学費など)のご提示をお願いする場合がございます。
- (2) 当行の預金口座への振込が法令や公序良俗に反する行為に基づくものである、もしくはそのおそれがあると認められる場合などは、振込金の受入れをお断りすることがございます。

- | |
|--|
| <p>➤ 上記お取引にはマイナンバーの届け出が必要となります。
(既に「届出書」を提出されたお客さまは、再度の届け出は不要です)</p> <p>➤ ご提出いただいた書類については、原則、記録もしくは写しを頂戴いたします。</p> |
|--|

以上